

令和4年度事業計画

財団はこれまで伊豆沼・内沼の自然環境の保全や活用を総合的に推進し、教育的効果の向上を図りつつ、地域活性への寄与を目的とした研究、保全、普及啓発を柱とした活動を展開してきました。保全と研究の間でフィードバックを成立させ、研究による検証や評価にもとづく順応的管理による適切な保全対策によって、伊豆沼・内沼では魚介類が増加するなど生物多様性の回復が進んでいます。こうした成果は、ゼニタナゴの復元へ向けた伊豆沼・内沼のオオクチバス駆除活動をまとめたミヤギテレビ特別報道番組「奇跡の沼～伊豆沼・外来魚駆除の17年」や、豊かな湿地におけるマガソの暮らしを紹介したNHK「さわやか自然百景」などの放映につながりました。

令和4年度はこれまでの事業に加え、伊豆沼・内沼自然再生事業第2期計画の大きな柱である、ワイズユース（湿地の賢明な利用）の推進を目指した基盤整備を引き続き行うなど、先進的な湿地保全活動を進めてまいります。

自然再生事業では、自然再生協議会でのこれまでの知見、議論を踏まえ、植生復元技術のさらなる向上を図り、より効率的かつ確度の高い沈水植物の復元を図るとともに、水中の溶存酸素の改善に向けたハスの大規模刈り取りを実施します。

また、湖岸植生の保全の一環として、底質改善や水鳥の利用に一定の成果の見えたエコトーン（移行帶）の拡大を行い、水鳥と人とが集う水辺づくりへ向けた環境づくりを継続するほか、健康で豊かな暮らしや社会経済活動とのバランスのとれた湿地保全を推進するため、水生植物園の遊歩道などの基盤整備を進めます。

外来魚防除活動では、オオクチバスの卵、稚魚、成魚と生活史全体にわたる効果的な防除事業によって、魚介類が増加し、復元目標種の一つであるカモ類のミコアイサが増加しています。この伊豆沼方式と呼ばれる外来魚防除活動を継続し、オオクチバスの低減維持へ向けた活動を進めます。また、外来水生植物の除去や二枚貝類の増殖・移植事業を行います。

自然保护思想の普及啓発活動では、研究や保全にかかわる最新成果を展示するなどサンクチュアリセンターを有効活用するほか、研究集会の開催や研究報告書の発刊を通じて、学術的知見を情報発信し、広く周知します。また、自然体験講座や出前講座、写真展などを実施します。さらに、講話要請や団体視察などにも積極的に対応し、ラムサール及びジオパークの関連事業とあわせて、環境教育及び自然资源活用の場の拡充を図り、伊豆沼・内沼の自然保护と賢明な利用への意識向上に努めます。そのほか、沼をフィールドとする各種研究機関への支援を行います。

施設の管理運営では、コロナウイルス感染防止対策を図りながら、宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターの指定管理者として良好な施設環境を維持し、自然保护思想の普及啓発活動の場として有効活用してまいります。

I 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団の運営

1 評議員会及び理事会の開催

定款の定めにより、評議員会は、定時評議員会として事業年度終了後3箇月以内（5月又は6月）に1回開催するほか、必要がある場合は臨時評議員会を開催する。

また、理事会は、定時理事会として事業年度終了後3箇月以内（5月）及び翌事業年度開始前（3月）の2回開催するほか、理事長が必要と認める場合などに、臨時理事会を開催する。

なお、臨時理事会の開催が困難な場合は、定款の定めるところにより「決議の省略による決議」など、必要な手続きを行う。

2 事務局担当課長会議の開催

宮城県環境生活部自然保護課、登米市（環境課、観光シティープロモーション課）、栗原市（環境課、田園観光課）及び当財団で構成する「事務局担当課長会議」を理事会前に開催し、理事会提案事項や事業執行上の諸課題について協議・検討を行う。

3 資産の運用管理

依然として国債等の債券や預金の金利は低く、基本財産の運用は厳しい状況となっている。一方、公益法人として当財団には、より一層公益性の高い自主事業の展開が求められており、それに必要な運用果実の確保が重要となっている。ことから、基本財産の運用にあたっては、安全・確実かつ高金利の金融商品による運用を行う。

4 財団運営寄付金及び自然保護基金造成のための要請等

当財団の財政基盤は、脆弱な状況が続いている、宮城県、登米市及び栗原市による財政的支援等により、厳しい状況を克服してきた。自然保護基金及び財団運営寄付金については、財団運営の根幹をなすものであることから、ホームページ等を活用した支援要請を行う。

5 民間団体助成金の活用

民間企業によるCSR・環境・社会貢献への問題意識や関心が年々高まってきており、各種の助成制度を設けて地域で活動している自然保護団体等への支援を行っている民間企業も増加している。

当財団としても財政基盤の確立を図るため、民間企業における助成事業や調査・研究事業等の獲得に向けて積極的な取り組みを行う。

6 国、県及び市との連携

国、県などからの受託事業等については、委託者である国、県はもとより、登米・栗原両市とも連携を図りながら効率的かつ確実に事業を実施する。

7 情報の発信

ホームページやセンターニュースのほか、各種広報紙及びマスコミ等を効果的に活用し、最新の情報発信に努める。

II 宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター管理運営事業

令和4年度は、5年間の指定管理者の4年目、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した施設の有効活用を図ると共に、経費の節減を図りながら、安全かつより効率的な管理運営に努める。

また、専門家を配置し、より充実した展示内容となったセンターについて、広く県内外に周知し入館者数の増加を図るほか、栗原・登米両市のサンクチュアリセンターとの連携を図りながら、環境教育の場として有効活用する。

なお、令和4年度については、受変電設備の更新工事が予定されており、早期完成に向け宮城県に最大限の支援・協力をう。

このほか、周辺の環境整備として、水生植物園やハス田・買上地の管理、観察路の整

備等を実施する。

1 水生植物園の管理

水位の適正管理に努め、自然再生事業で再発見し、系統保存を続いているジュンサイなどの貴重な野生動植物の増殖を図る。また、園内に設置されている観察路の修繕など、利用者の安全確保に努める。

2 ハス田管理（1ha）

水位等の適正管理に努め、健全なハス群落の保全維持を行う。

3 買上地等の保全管理

年2回の除草作業のほか、環境整備の一環として、ヤナギなどの立木の枝打ち・伐採を適宜実施する。また、伊豆沼漁業協同組合及び土地改良区等と連携して野火を実施し、植生の保全やゴミの撤去などを行う。

4 地域内巡回指導

ゴミの不法投棄を防止するため、沼周辺の巡視を強化する。また、ブラックバスの釣人に対しては、県内水面漁業調整規則及び内水面漁場管理委員会の指示に基づき、再放流禁止などの適切な指導を行う。

III 環境省「国指定伊豆沼鳥獣保護区管理センター」管理事業

東北地方環境事務所と連携しながら施設の適正管理に努めるとともに、調査研究・環境保全活動の場として有効活用する。また、ガンカモ類など鳥類の標識調査や学術研究等に使用するほか、国の鳥インフルエンザ検査等の支援を行う。

IV 栗原市若柳ラムサール公園管理事業

県サンクチュアリセンター敷地及び駐車場・アプローチ等を含む栗原市若柳ラムサール公園については、利用者の安全確保及び景観保全を図るために、法面の除草作業や芝の手入れを毎月（5～9月）実施しするなど適切な維持管理を行う。また、財団が実施する自然体験講座など環境教育の場として、有効活用する。

V 伊豆沼・内沼の自然写真展事業

「伊豆沼・内沼の自然」及び「伊豆沼・内沼にかかわる人々」を題材とする写真展を登米市、栗原市及び財団の3者で構成する実行委員会において開催する。

この写真展は、令和4年度で32回目を迎えることとなり、県サンクチュアリセンターのほか、登米市役所や栗原市役所などで展示を行い、広く伊豆沼・内沼の環境保全の重要性を啓発する。

VI 調査研究・普及啓発事業

伊豆沼・内沼の自然環境の保全管理のため、各種団体と連携を図り、調査研究並びに保全活動を行い、その研究成果を研究報告や研究集会、ホームページ等を通して全国に発信する。

また、サンクチュアリセンターを活用した講話や技術指導を行うほか、出前講座を開催し、自然保護の普及啓発活動を行うとともに、ラムサール、ジオパーク関連事業などにも積極的に参画する。

さらに、家族を対象とする伊豆沼・内沼自然体験講座を年10回開催するほか、オオクチバスの駆除や植栽活動など、ボランティアとともにを行う保全活動を推進する。

VII 伊豆沼・内沼自然再生事業

昭和55年頃の多様な生物が生息する生態系を有していた伊豆沼・内沼の再生を目指すため、平成22年度に策定された伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画に基づき、水生植物保全整備及び湖岸植生保全整備を行う。水生植物保全整備では、沼内で減少している沈水植物の復元に向け、①埋土種子発芽試験、②系統保存、③移植及び食害防止柵設置、④沼内生育状況調査を行う。湖岸植生保全整備では、①ヨシ群落等の刈払い、②エコトーンの造成を行う。

VIII 伊豆沼・内沼よみがえれ在来生物プロジェクト事業

オオクチバス等外来種の侵入などによって減少した在来生物を回復させるため、在来生物生息域の回復と外来種対策ハス群落の適正管理を行う。在来生物増加促進対策では、①屋外適地での在来生物の系統保存と増殖、②在来魚介類生息状況・在来植物生育状況調査、③二枚貝類の増殖・移植事業、④市民参加型在来生物の増殖技術の検討を行う。外来生物の駆除では、①電気ショッカーボートによる外来生物の駆除、②外来水生生物の除去を行う。

IX 伊豆沼・内沼ワイルドユース推進基盤整備事業

本事業は、サンクチュアリセンター水生植物園を利活用するための再整備と利活用の推進5ヵ年計画の2年目となり、木道の整備、観察場所や休憩場所の整備を行い、来館者が散策等を楽しめるよう再整備する。また、これまで当財団が取り組んできた希少魚や水生植物等の復元活動の成果を水生植物園に積極的に盛り込み、伊豆沼・内沼の保全とワイルドユースの両立を図る。

X ぬまもり号管理業務

本業務は、宮城県環境生活部自然保護課が所有する、ぬまもり号の保守点検及び管理業務を行ない、外来魚駆除の実施を希望する団体に対し、ぬまもり号の貸出しと駆除手法に関する指導を行う。伊豆沼・内沼で実施しているさまざまな環境保全技術の多くは、県内各地の湿地や湖沼、ため池にも適用可能な技術であり、技術の県内への普及啓発の一環として行うものである。

XI その他の

サンクチュアリセンター諸活動の普及発展に寄与することを目的に設立した、宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリ友の会の育成強化を図るほか、伊豆沼・内沼絵画展実行委員会が実施する「伊豆沼・内沼絵画展」の支援を行う。